

○島田市交通遺児育英奨学金等支給要綱

平成22年3月30日

告示第50号

(目的)

第1条 この要綱は、交通事故により父母等が死亡し、遺児となった者に対し、奨学金を支給することにより、遺児の健全な育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両の交通による事故をいう。）により死亡した父若しくは母又はこれらに準ずると市長が認める者によつて養育されていたこと。
- (2) 小学校、中学校又は高等学校（これらに準ずると市長が認める学校を含む。以下「小学校等」という。）に在学していること。
- (3) 父母が配偶者と死別した後に、婚姻をしていないこと。

(奨学金の種類)

第3条 対象者に支給する奨学金は、交通遺児育英奨学金及び入学支度金（以下「奨学金等」という。）とする。

(奨学金等の額)

第4条 交通遺児育英奨学金の額は、別表の左欄に掲げる小学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とする。

2 入学支度金の額は、別表の左欄に掲げる小学校等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(支給の申請)

第5条 奨学金等の支給を受けようとする対象者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、交通遺児育英奨学金等支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 保護者の住民票の写し（保護者が市内に住所を有しない場合に限る。）
- (2) 対象者の在学証明書（市立学校以外の小学校等に在学している場合に限る。）

2 前項の規定による申請は、交通遺児育英奨学金の支給の申請にあつては年度ごとに、入学支度金の支給の申請にあつては小学校等に入学した年度に行わなければならない。

(平24告示154・一部改正)

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、奨学金等の支給を適当と認めるときは、交通遺児育英奨学金等支給決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交通遺児育英奨学金の支給の期間)

第7条 交通遺児育英奨学金の支給は、第5条の規定による申請をした日の属する月から始め、当該月の属する年度の3月(第10条第1項の規定により支給の決定を取り消されたときは、当該決定のあつた日の属する月)で終わる。

(支給の時期)

第8条 交通遺児育英奨学金は、9月及び3月の2期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、第10条第1項の規定により支給の決定を取り消されたときは、当該決定のあつた日の属する月の翌月に支給するものとする。

2 入学支度金は、対象者が小学校等に入学した日の属する年の6月(同月以後に申請があつた場合は、申請のあつた日の属する月の翌月)に支給する。

(届出)

第9条 奨学金等の支給を受けている対象者(以下「奨学生」という。)の保護者は、第5条第1項の規定により提出した交通遺児育英奨学金等支給申請書の内容に変更があつたときは、14日以内に交通遺児育英奨学金等受給変更届(様式第3号)により市長に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(支給の決定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金等の支給の決定を取り消すものとする。

(1) 奨学生が対象者に該当しなくなったとき。

(2) 保護者(父又は母に限る。)が婚姻をしたとき。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、交通遺児育英奨学金

等支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該決定を取り消された者に通知するものとする。

（奨学金等の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により奨学金等の支給を受けた者がいるときは、支給の決定を取り消し、その者に既に支給した奨学金等を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨学金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日告示第154号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

（島田市交通遺児育英奨学金等支給要綱の一部改正に伴う経過措置）

6 この告示の施行の際現にされている第5条の規定による改正前の島田市交通遺児育英奨学金等支給要綱第5条第1項の規定による支給の申請は、施行日において第5条の規定による改正後の島田市交通遺児育英奨学金等支給要綱第5条第1項の規定による支給の申請とみなす。

附 則（令和5年7月18日告示第187号）抄

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

小学校等の区分	交通遺児育英奨学金の額	入学支度金の額
小学校	月額3,000円	30,000円
中学校	月額5,000円	50,000円
高等学校	月額10,000円	100,000円